

4日獣発第277号
令和5年1月6日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

第3回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会 について

令和4年12月26日付け事務連絡により、厚生労働省健康局結核感染症課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

このたびの通知は、第3回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会の開催及び本説明会は地方獣医師会等の関係機関も視聴可能である旨をお知らせするものです。

つきましては、貴会会員及び関係者への周知方よろしくお願い致します。

本件の問合せ先
公益社団法人日本獣医師会
担当：中村・松岡
TEL：03-3475-1601

事務連絡
令和4年12月26日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

第3回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会について

平素より狂犬病予防行政及び動物愛護管理行政の推進につき、御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、都道府県及び政令指定都市宛てに別添のとおり通知したので、お知らせします。

なお、本説明会は、地方獣医師会等の関係機関も視聴できますので、貴会におかれては、地方獣医師会等に本説明会の開催について周知方お願いします。

【連絡先】

担当：厚生労働省健康局結核感染症課

東良、川村

電話番号：03-5253-1111（内線2387・8029）

担当：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

上田、浅利、串田

電話番号：03-3581-3351（内線6655・7415）



事務連絡
令和4年12月19日

各【都道府県】
【政令指定都市】 衛生・動物愛護管理主管課（室） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

第3回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会について

平素より動物愛護管理行政及び狂犬病予防行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、第3回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会を下記のとおり開催いたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）への周知方お願いいたします。

記

1. 主 催：環境省、厚生労働省
2. 配信期間：令和5年1月30日（月）から令和5年3月31日（金）予定
3. 方 式：環境省及び厚生労働省公式 YouTube チャンネルによる配信
※本チャンネルの URL は、後日お知らせします。
※本チャンネルの視聴は、基本的には自治体限りとしていただきますようお願いいたします。ただし、地方獣医師会等の関係機関への共有については、この限りではありません。

4. プログラム (予定)

(1) 法令・制度の概要：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

- ① 動物愛護管理法施行規則の改正について
- ② 狂犬病予防法の特例制度について
- ③ 令和4年度の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システム改修予定について
- ④ 返還事例の報告に関する検討について
- ⑤ マイクロチップ登録情報の変更に関する周知について（引越し案内への追加）
- ⑥ マイクロチップ制度における（公社）日本獣医師会との調整状況について
- ⑦ その他

(2) 法令・制度の概要：厚生労働省健康局結核感染症課

- ① 狂犬病予防法の特例制度の施行について
- ② その他

以 上

【連絡先】

1. 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担 当：上田、浅利、串田

電話番号：03-3581-3351（内線6655・7415）

2. 厚生労働省健康局結核感染症課

担 当：東良、川村

電話番号：03-5253-1111（内線2387・8029）